

平成 28 年 (2016 年) 11 月 18 日  
 総務部情報公開・法務課法務係  
 (課長) 福田雄一 (担当) 重野 靖  
 電 話 : 026-235-7057 (直通)  
 026-232-0111 (代表) 内線 2287  
 F A X : 026-235-7370  
 E-mail : kokai@pref.nagano.lg.jp

## 平成 28 年 11 月県議会定例会提出予定条例案の概要

新設条例案 2 件、一部改正条例案 9 件を提出予定です。

### 新設条例案

番号	条 例 案 の 概 要
1	<p><b>地域振興局の設置に関する条例案</b></p> <p>長野県行政機構審議会の答申を踏まえ、知事の権限に属する事務を分掌させるとともに、地域における県行政を総合的に推進し、地域の振興を図るため、地域振興局を設置する条例を制定します。</p> <p>(平成 29 年 4 月 1 日から施行)</p> <p>行政改革課 026-235-7030 (FAX) Email: gyokaku@pref.nagano.lg.jp</p>
2	<p><b>県税事務所の設置に関する条例案</b></p> <p>長野県行政機構審議会の答申を踏まえ、全県的共通性、専門性が求められる税務業務を独立させるため、県税事務所を設置する条例を制定します。</p> <p>(平成 29 年 4 月 1 日から施行)</p> <p>税務課 026-235-7497 (FAX) Email: zeimu@pref.nagano.lg.jp</p>

一部改正条例案（給与等関係）

番号	条 例 案 の 概 要
3	<p><b>一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>人事委員会勧告に基づき、給料表及び勤勉手当について改定を行うほか、所要の改正を行います。</p> <p>(1) 一般職の職員の給与に関する条例</p> <p>ア 給料表 平均0.36%引き上げます。</p> <p>イ 勤勉手当 年間支給月数を1.70月（現行1.60月）に改定します。</p> <p>(2) 特別職の職員の給与に関する条例 期末手当の年間支給月数を3.25月（現行3.15月）に改定します。</p> <p>（公布の日から施行し、(1)のアは平成28年4月1日から、(1)のイ及び(2)は平成28年12月1日から適用）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>人事課 026-235-7395 (FAX) Email: jinji@pref.nagano.lg.jp</p> </div>
4	<p><b>長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>人事委員会勧告に基づき、給料表を改定（平均0.36%引上げ）するほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: center;">（公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>教育政策課 026-235-7487 (FAX) Email: kyoiku@pref.nagano.lg.jp          義務教育課 026-235-7494 (FAX) Email: gimukyo@pref.nagano.lg.jp          高校教育課 026-235-7488 (FAX) Email: koko@pref.nagano.lg.jp          特別支援教育課 026-235-7459 (FAX) Email: tokubetsu-shien@pref.nagano.lg.jp</p> </div>
5	<p><b>長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>人事委員会勧告に基づき、給料表の改定（平均0.36%引上げ）を行います。</p> <p style="text-align: center;">（公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>警務課 026-233-1367 (FAX) Email: police-keimu@pref.nagano.lg.jp</p> </div>

<b>6</b>	<p><b>職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等に伴い、介護のため1日の勤務時間の一部につき勤務しないことができるようにすること等の措置を講ずるとともに、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">（平成29年1月1日から施行）</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 人事課 026-235-7395 (FAX) Email: jinji@pref.nagano.lg.jp </div>	

一部改正条例案（その他）

番号	条 例 案 の 概 要								
<b>7</b>	<p><b>長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>雇用保険法の一部改正に伴い、退職時に支給された退職手当の額が同法の規定による失業給付相当額に満たない場合に支給される「失業者の退職手当」について規定の整理を行います。</p> <p style="text-align: right;">（平成29年1月1日から施行）</p>								
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 人事課 026-235-7395 (FAX) Email: jinji@pref.nagano.lg.jp </div>									
<b>8</b>	<p><b>地域農業改良普及センターの設置に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>地域振興局の設置に合わせ、一部の地域農業改良普及センターの名称を次のとおり改めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">現 行</th> <th style="width: 50%;">改 正 案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野県上小農業改良普及センター</td> <td>長野県上田農業改良普及センター</td> </tr> <tr> <td>長野県下伊那農業改良普及センター</td> <td>長野県南信州農業改良普及センター</td> </tr> <tr> <td>長野県北安曇農業改良普及センター</td> <td>長野県北アルプス農業改良普及センター</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（平成29年4月1日から施行）</p>	現 行	改 正 案	長野県上小農業改良普及センター	長野県上田農業改良普及センター	長野県下伊那農業改良普及センター	長野県南信州農業改良普及センター	長野県北安曇農業改良普及センター	長野県北アルプス農業改良普及センター
現 行	改 正 案								
長野県上小農業改良普及センター	長野県上田農業改良普及センター								
長野県下伊那農業改良普及センター	長野県南信州農業改良普及センター								
長野県北安曇農業改良普及センター	長野県北アルプス農業改良普及センター								
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 行政改革課 026-235-7030 (FAX) Email: gyokaku@pref.nagano.lg.jp  農業技術課 026-235-8392 (FAX) Email: nogi@pref.nagano.lg.jp </div>									

**9 資金積立基金条例の一部を改正する条例案**

国の地域医療再生臨時特例交付金により造成した長野県地域医療再生基金を財源とした事業の終了に伴い、同基金を廃止します。

(公布の日から施行)

医療推進課 026-223-7106 (FAX) Email: iryo@pref.nagano.lg.jp

**10 長野県都市公園条例の一部を改正する条例案**

長野県伊那運動公園を伊那市へ移管することに伴い、所要の改正を行います。

(平成 29 年 4 月 1 日から施行)

都市・まちづくり課 026-252-7315 (FAX) Email: toshi-machi@pref.nagano.lg.jp

**11 長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例案**

道路交通法の一部改正に伴い、手数料の額を改定するとともに、新たな事務に係る手数料の額を定めます。

(1) 高齢者講習に係る手数料 (主なもの)

名 称	内 容		改定後	現行額	改定率 (%)	
講習手数料	高齢者講習	70~74 歳	合理化講習	4,650 円	5,600 円	△16.9
		75 歳以上	高度化講習		7,550 円	5,200 円
			臨時高齢者講習	5,650 円	—	—

(2) 準中型自動車免許に係る手数料 (主なもの)

名 称	内 容		金 額
講習手数料	取得時講習	大型・中型・準中型 (準中型は普通免許を受けている者に限る。)	講習 1 時間について 4,100 円
		準中型 (普通免許を受けている者を除く。)	講習 1 時間について 3,400 円

(平成29年 3 月12日から施行)

東北信運転免許課  
 026-292-2345 (FAX) Email: police-touhokushinmenkyo@pref.nagano.lg.jp